

●香川県議会告示第2号

香川県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

香川県議会議長 松原哲也

香川県議会傍聴規則の一部を改正する規則

香川県議会傍聴規則（平成14年香川県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり若しくは垂れ幕又は鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン若しくはヘルメットその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</p> <p>(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</p> <p>(4) 写真機、ビデオカメラ、録音機、パーソナルコンピュータ、ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話及びスマートフォンを除く。）又はこれらに類する物を携帯している者。ただし、第12条ただし書の規定により撮影又は録音を行うことについて議長の許可を受けた者を除く。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又はこれらに類する物を携帯している者</p> <p>(3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット又はこれらに類する物を着用し、又は携帯している者</p> <p>(4) 写真機、ビデオカメラ、録音機、パーソナルコンピュータ、ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話及びポケットベルを除く。）又はこれらに類する物を携帯している者。ただし、第12条ただし書の規定により撮影又は録音を行うことについて議長の許可を受けた者を除く。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者</p> <p>2・3 略</p>
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 静粛にすること。</p> <p>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</p> <p>(3) 携帯電話その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第11条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。</p> <p>(3) 病気その他の理由により議長の許可を受けた場合を除き、帽子、コート、マフラー又はこれらに類する物を着用しないこと。</p>

(4) 略

(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第1号様式

表面

略

裏面

注意事項

- 1 この傍聴券は、当日限り有効です。
- 2 議場には立ち入らないでください。
- 3 傍聴席では、次の事項を守ってください。
 - (1) 議長の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
 - (2) 静粛にすること。
 - (3) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - (4) 携帯電話その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 4 会議の傍聴については、係員の指示に従ってください。
- 5 傍聴人が2から4までに掲げる事項を守らないときは、退場を命ぜられることがあります。
- 6 会議の傍聴を終えたときは、本券を係員に返還してください。

(4) 略

(5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第1号様式 (第4条関係)

表面

略

裏面

注意事項

- 1 この傍聴券は、当日限り有効です。
- 2 議場には立ち入らないでください。
- 3 傍聴席では、次の事項を守ってください。
 - (1) 議長の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
 - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
 - (4) 病気その他の理由により議長の許可を受けた場合を除き、帽子、コート、マフラー又はこれらに類する物を着用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 会議の傍聴については、係員の指示に従ってください。
- 5 傍聴人が2から4までに掲げる事項を守らないときは、退場を命ぜられることがあります。
- 6 会議の傍聴を終えたときは、本券を係員に返還してください。

第2号様式（第4条関係）

略

表面

裏面

注意事項

- 1 この傍聴券は、当日限り有効です。
- 2 議場には立ち入らないでください。
- 3 傍聴席では、次の事項を守ってください。
 - (1) 議長の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
 - (2) 静粛にすること。
 - (3) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
 - (4) 携帯電話その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 4 会議の傍聴については、係員の指示に従ってください。
- 5 傍聴人が2から4までに掲げる事項を守らないときは、退場を命ぜられることがあります。
- 6 会議の傍聴を終えたときは、本券を係員に返還してください。

第2号様式（第4条関係）

略

表面

裏面

注意事項

- 1 この傍聴券は、当日限り有効です。
- 2 議場には立ち入らないでください。
- 3 傍聴席では、次の事項を守ってください。
 - (1) 議長の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
 - (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
 - (4) 病気その他の理由により議長の許可を受けた場合を除き、帽子、コート、マフラー又はこれらに類する物を着用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 会議の傍聴については、係員の指示に従ってください。
- 5 傍聴人が2から4までに掲げる事項を守らないときは、退場を命ぜられることがあります。
- 6 会議の傍聴を終えたときは、本券を係員に返還してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。